



供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成 25 年 4 月 1 日実施

中国電力株式会社

20130226資第13号

認 可

平成 25 年 2 月 27 日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成25年1月31日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成25年1月31日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、ファミリータイム〔プラン 〕（平成25年1月31日届出。以下「ファミリータイム〔プラン 〕」といっています。）、ファミリータイム〔プラン 〕（平成25年1月31日届出。以下「ファミリータイム〔プラン 〕」といっています。）、低圧高負荷契約（平成25年1月31日届出。以下「低圧高負荷契約」といっています。）、深夜電力（平成25年1月31日届出。以下「深夜電力」といっています。）、第2深夜電力（平成25年1月31日届出。以下「第2深夜電力」といっています。）、融雪用電力（平成25年1月31日届出。以下「融雪用電力」といっています。）、低圧季節別時間帯別電力（平成25年1月31日届出。以下「低圧季節別時間帯別電力」といっています。）および料金前払契約（平成25年1月31日届出。以下「料金前払契約」といっています。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2)の場合を除き、平成25年4月1日から平成26年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび農事用電灯で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料 金

供給約款 15 (料金), 供給約款附則 4 (農事用電灯のお客さまについての特別措置)(1), 時間帯別電灯 7 (料金), ファミリータイム〔プラン〕 7 (料金), ファミリータイム〔プラン〕 7 (料金), 低圧高負荷契約 8 (料金), 深夜電力 3 (深夜電力 A)(5), 深夜電力 4 (深夜電力 B)(4), 第 2 深夜電力 6 (料金), 融雪用電力 7 (料金) および低圧季節別時間帯別電力 6 (料金) は次のとおりといたします。

- (1) 供給約款 15 (料金)(1) の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたもの」といたします。ただし, 27 (料金の算定)(1) イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) により日割計算をしてえた料金については, 早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたもの」といたします。」は, 「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるもの」といたします。
- (2) 供給約款附則 4 (農事用電灯のお客さまについての特別措置)(1) の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたも

のとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額電灯または従量電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

- (3) 時間帯別電灯7(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに9(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたも

のといたします。ただし、供給約款 27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに9(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(4) ファミリータイム〔プラン〕7(料金)およびファミリータイム〔プラン〕7(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、供給約款 27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたもの」といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし、供給約款 27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10(その他)(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるものといたします。

(5) 低圧高負荷契約 8(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表2(再生可能エネルギー

発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに11(その他)(1)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに11(その他)(1)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。

- (6) 深夜電力3(深夜電力A)(5)および深夜電力4(深夜電力B)(4)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進

賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、供給約款 27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款 28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。

- (7) 第 2 深夜電力 6(料金), 融雪用電力 7(料金)および低圧季節別時間帯別電力 6(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、供給約款 27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款 28(日割計算)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。

- (8) 太陽光発電促進付加金は、次のとおりいたします。

なお、従量制供給の場合は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気には A 表の太陽光発電促進付

加金単価を，平成 25 年 4 月の検針日から平成 26 年 3 月の検針日の前日までの期間に使用される電気には B 表の太陽光発電促進付加金単価を適用いたします。

また，定額制供給の場合は，従量制供給の場合に準ずるものといたします。この場合，従量制供給の場合にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，供給約款の臨時電灯，臨時電力，農事用電力 B，農事用電力 C および農事用電灯で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，従量制供給の場合にいう検針日は，応当日といたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯，公衆街路灯 A および農事用電灯

太陽光発電促進付加金単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

A 表

電 灯	20 ワットまでの 1 灯につき	82 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 円 63 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 円 45 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 円 07 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	2 円 04 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 22 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 44 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1 円 22 銭

B表

電 灯	20 ワットまでの 1 灯につき	49 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	98 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	1 円 47 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	2 円 45 銭
小 型 機 器	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごと に	1 円 23 銭
	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	74 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで の 1 機器につき	1 円 46 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボル トアンペアまでごとに	74 銭

ただし、供給約款等以外の供給条件（平成 25 年 2 月 1 日付け 20130131 資第 59 号認可。以下「定額電灯および公衆街路灯 A 等の料金についての特別措置」といいます。）2（料金）の適用を受ける 10 ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

A表

1 灯につき	41 銭
--------	------

B表

1 灯につき	24 銭
--------	------

b 臨時電灯 A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

A表

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	3 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	6 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	6 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	66 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	66 銭

B表

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	40 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	40 銭

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

A表

契約電力 1 キロワット 1 日につき	69 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	35 銭

B表

契約電力 1 キロワット 1 日につき	41 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	21 銭

d 農事用電力B（脱穀調整需要）

太陽光発電促進付加金単価は，次のとおりといたします。

A表

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	17 銭	35 銭	69 銭	1 円 04 銭	1 円 39 銭	1 円 72 銭

B表

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	11 銭	21 銭	41 銭	62 銭	83 銭	1 円 04 銭

e 農事用電力C（育苗・栽培需要）

太陽光発電促進付加金単価は，次のとおりといたします。

A表

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 24 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	62 銭

B表

契約電力 1 キロワット 1 日につき	75 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	38 銭

f 深夜電力A

太陽光発電促進付加金単価は，1月につき次のとおりといたします。

A表

1 契約につき	10 円 50 銭
---------	-----------

B表

1 契約につき	6 円 30 銭
---------	----------

(ロ) 従量制供給の場合

- a 従量電灯 A , 臨時電灯 B , 公衆街路灯 B および農事用電灯 (従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限ります。)

太陽光発電促進付加金単価は , 次のとおりといたします。

A表

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 円 58 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	11 銭

B表

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	95 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	6 銭

- b a 以外の場合

太陽光発電促進付加金単価は , 次のとおりといたします。

A表

1 キロワット時につき	11 銭
-------------	------

B表

1 キロワット時につき	6 銭
-------------	-----

ロ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は , 次により算定いたします。

なお , 太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は , 1 円とし , その端数は , 切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

- a 定額電灯 , 公衆街路灯 A および農事用電灯

太陽光発電促進付加金は , イ (イ) に定める各契約負荷設備ご

との太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

- b 臨時電灯 A , 臨時電力 , 農事用電力 B , 農事用電力 C および
深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は , イ (イ) に定める各契約種別ごとの
太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は , その 1 月の使用電力量にイ (ロ) に
定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。た
だし , 従量電灯 A , 臨時電灯 B , 公衆街路灯 B および農事用電灯
(従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限
ります。) のお客さまについては , 最低料金適用電力量 (1 契約に
つき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量を
いいます。) までは , 最低料金に適用される太陽光発電促進付加金
単価といたします。

なお , 供給約款附則 3 (従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定
にかかわる取扱い) の適用を受ける場合は , 太陽光発電促進付加金は ,
供給約款附則 3 (従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわ
る取扱い) (2) に準じて算定いたします。

4 日割計算

供給約款 28 (日割計算) , 時間帯別電灯 9 (その他) (1) イ , ファミ
リータイム [プラン] 10 (その他) (1) イ およびファミリータイム [プ
ラン] 10 (その他) (1) イ は , 次のとおりといたします。

- (1) 供給約款 28 (日割計算) (1) の「当社は , 27 (料金の算定) (1) イ ,
ロまたはハの場合は , 次により早収料金および再生可能エネルギー発電促
進賦課金を算定いたします。」は , 「当社は , 27 (料金の算定) (1) イ , ロ
またはハの場合は , 次により早収料金 , 再生可能エネルギー発電促進賦課
金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし ,
時間帯別電灯 9 (その他) (1) イ , ファミリータイム [プラン] 10 (そ
の他) (1) イ およびファミリータイム [プラン] 10 (その他) (1) イ

の「当社は、供給約款 28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は、「当社は、供給約款 28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

- (2) 供給約款 28（日割計算）(1)イの「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。」は、「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金は，別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款 28（日割計算）(1)ロの「電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」は、「電力量料金ならびに従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款別表 9（日割計算の基本算式）は，次のとおりといたします。

- (1) 供給約款別表 9（日割計算の基本算式）(1)イの「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日

割りする場合」は、「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものといたします。

- (2) 供給約款別表 9 (日割計算の基本算式)(1) 口 (イ) および (ハ) の「なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。」は、「なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金が適用される電力量をいいます。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表 9 (日割計算の基本算式)(1) ハの「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合」は、「日割計算に応じて電力量料金ならびに従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を除きます。）を算定する場合」と読み替えるものといたします。
- (4) 供給約款別表 9 (日割計算の基本算式)(5) の「供給停止期間中の早収料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合」は、「供給停止期間中の早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款 38 (供給停止期間中の料金) の「 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を 28 (日割計算) により日割計算をして，早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は、「 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には，

その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金(早収料金の場合の料金といたします。)を28(日割計算)により日割計算をして、早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款 41(制限または中止の料金割引)は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款 41(制限または中止の料金割引)(1)の「当社は、40(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は、「当社は、40(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款 41(制限または中止の料金割引)(1)イの「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。」は、「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金、従量電灯Aについては最低料金ならびに最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。」と読み替えるものといたします。

- (3) 供給約款 41 (制限または中止の料金割引) (3) の「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても (1) および (2) に準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は，「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても (1) および (2) に準じて割引を行ない早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

8 料金前払契約の前払額

料金前払契約 8 (前払額) (1) の「前払額 = (適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の早収料金 - 7 (料金) (1) の割引額 + 適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の再生可能エネルギー発電促進賦課金) × 12」は，「前払額 = (適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の早収料金 - 7 (料金) (1) の割引額 + 適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の再生可能エネルギー発電促進賦課金 + 適用開始日における契約内容に応じて算定される 1 月の太陽光発電促進付加金) × 12」と読み替えるものといたします。

9 その他

- (1) 定額電灯および公衆街路灯 A 等の料金についての特別措置の適用を受けたことにより，料金に変更があった場合，当該適用の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては，供給約款 27 (料金の算定) ， 4 (日割計算) および 5 (日割計算の基本算式) によって日割計算を行ない，料金を算定いたします。
- (2) その他の事項については，供給約款，時間帯別電灯，ファミリータイム〔プラン 〕，ファミリータイム〔プラン 〕，低圧高負荷契約，深夜電力，第 2 深夜電力，融雪用電力，低圧季節別時間帯別電力または料金前払契約に定めるところによるものといたします。

附 則（太陽光発電促進付加金についての特別措置）

お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときの太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

- 1 2の場合を除き、平成25年4月1日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る太陽光発電促進付加金は、3（料金）（8）口にかかわらず、零円といたします。
- 2 定額制供給の場合は、1に準ずるものといたします。この場合、1にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび農事用電灯で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、1にいう検針日は、応当日といたします。

